

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、校訓の「正しく 強く 世のために」の精神のもと、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう。

【「いじめ防止対策推進法」第2条より】

3 いじめ防止対策の達成目標

- (1) 児童が「一人の人間として大切にされている」という自己存在感を実感する。
- (2) 児童が互いの個性や多様性を認め合い、共感的な人間関係を作り、安心して学校生活を送る。

4 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、教職員一人一人がいじめの情報を報告、共有する。また、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応し、以下の役割を担う。

校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、生徒指導主任、学年主任、養護教諭をはじめ、校長が指名する教職員等で基本的に構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の外部専門家を加える。

- (1) 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・ 「学校評価アンケート」を実施し、目標の達成状況を評価し、その評価を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。
- (2) 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。
 - ・ 月に一度、全職員参加のいじめ・不登校対策委員会を実施し、情報を共有することで協力体制を確立する。
 - ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- (3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ いじめ防止基本方針をホームページで公表し、児童生徒、保護者、地域の人々や関係機関と情報交換しながら、本校のいじめ防止の取組を振り返り、次年度の取組の改善を図る。
- (4) いじめ事案への対応
 - ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、「いじめ・不登校対策委

員会」を開催し、問題の解消に向けて取り組む。

イ 事案への対応については、迅速かつ効果的に対応し、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応する。

ウ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

5 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合うことのできる共感的な人間関係の構築を育む。

イ 教職員一人一人がいじめの情報をいじめ・不登校対策委員会に報告共有する義務があることを周知徹底する。

ウ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、生命の安全教育、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ 情報モラル教育を推進し、ネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 学級担任をはじめ全職員により、児童の様子を日常的に注意深く観察し情報収集に努める。

イ いじめアンケートや教育相談を定期的に行い、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

ウ 教師と児童、児童間の温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ スクールカウンセラーやいじめ相談電話等の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する対応

ア いじめの発見・通報を受けた場合、正確な事実の把握に努め、迅速かつ組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的な配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や児童相談所、警察署等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりの再構築を行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し事案に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して個人情報に留意し、適切な情報を提供する。

(4) 調査結果に基づき、被害児童に対しては安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う。また、加害児童に対しても、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させとうえで、成長支援につながる丁寧な指導を行う。

「重大事態」とは

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【「いじめ防止対策推進法」第28条より】

7 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、より実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを行い、いじめに関する取組の検証を行う。

8 取組の年間計画

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○組織形成 ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○通学団会議	○「学校いじめ防止基本方針」のHP掲載 ○授業参観 ○学級・学年懇談会	
5月		○4月分報告	○縦割り集会(1)		○自宅確認 ○学校運営協議会
6月		○5月分報告	○縦割り集会(2) ○いじめ防止教室	○いじめアンケート実施 ○教育相談週間	○水泳ボランティア
7月		○6月分報告	○全校集会	○いじめアンケート集計、報告 ○通学団会議	○個人懇談会
8月					○小中連絡会
9月		○7・8月分報告	○縦割り集会(3) ○福祉実践教室	○身体測定	
10月		○9月分報告	○保健集会		○就学時検診
11月	C ↓ A ↓ P へ		○人権教室・人権講話 ○いじめアンケート実施 ○教育相談週間	○学校運営協議会 ○授業参観	
12月		○10・11月分報告	○歳末助け合い募金	○いじめアンケート集計、報告 ○通学団会議	○個人懇談会 ○学校評価アンケート ○小中連絡会
1月		○12月分報告	○情報モラル指導	○身体測定	
2月	A ↓ P へ	○1月分報告 ○自己評価	○お別れ集会	○通学団会議	○入学説明会 ○学校保健委員会 ○授業参観
3月		○「基本方針」の見直し ○2月分報告		○いじめアンケート実施 ○いじめアンケート集計	○学校運営協議会 ○保幼小連絡会 ○小中連絡会 ○環境整備ボランティア
通年		○いじめに関する情報収集 ○対応策の検討	○朝礼における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○心の天気	○図書ボランティア

9 その他

- (1) 児童理解やいじめ対応に関する研修を実施し、教職員の資質向上に努める。
- (2) 「いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載し、保護者や地域に周知する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止にも取り組む。